Ⅳ　土質調査業務　一式
・ボーリング調査　φ66㎜　L＝25m×10本
Ⅴ　計画通知書提出手続業務　一式
⑸　工期　平成26年３月31日まで
ただし、整備場新設、消防車庫新設、倉庫新設及び油脂庫新設については平成26年１月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約7,000㎥、鉄筋　約500ｔ、鉄骨　約800ｔ、板ガラス　約300㎡
⑺　本工事は、「設計提案書」を受け付け、当該提案が適正と認められる者に参加資格を与える設計・施工一括発注方式及び入札時に企業による「技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。
また、総価契約単価合意方式の試行に当たっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。
⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては熊本防衛支局総務課契約審査係に承諾願を提出するものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年12月28日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）の示すところにより、装備施設本部長から高遊原（23震災関連）整備場新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け熊本防衛支局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
⑷　平成８年度以降に元請けとして、鉄骨造で、スパン50m以上の新設建物の建築工事を施工した実績（１棟当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　１級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者。
イ　平成８年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、設計提案書及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、熊本防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
・「整備場サイドショップ部分のコンクリートの耐久性・美観を確保。」に関する技術提案
・「隣接する誘導路及びエプロン（滑走路エリア）に対し、飛散物の抑制及び防止対策。」に関する技術提案
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制
⑵　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」及び「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の具体的な施工計画）」及び施工体制をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑶　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。
イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴の評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。
ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。
エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とイによって得られる「加算点」及びウによって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。
⑷　⑴の評価項目の詳細は入札説明書による。
⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。